

## 道路交通法に規定された項目の調査（案）

電動車いすは道路交通法では歩行者として扱われており、道路交通法施行規則（総理府令第60号）第1条に定める原動機を用いる歩行補助車等の基準への適合性を、以下のとおり調査する。

- 1．車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅、および高さを越えないこと。  
イ 長さ120cm、ロ 幅70cm、ハ 高さ109cm
- 2．6km/hを超える速度を出すことができないこと。
- 3．歩行者に危惧を及ぼすおそれのある鋭利な突起物がないこと。
- 4．自転車、または原動機付自転車と外観を通じて明確に識別することができること。
- 5．原動機は電動機を用いること。